

普通預金規定

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>1 .(取扱店の範囲)</p> <p>この預金は、当店のほか当社本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> | <p>1 .(取扱店の範囲)</p> <p>この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> |
| <p>2 .(証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、預金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当社は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | <p>2 .(証券類の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、預金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下「証券類」という。)を受入れます。</p> <p>(2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。</p> <p>(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。</p> <p>(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> |
| <p>3 .(振込金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> | <p>3 .(振込金の受入れ)</p> <p>(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。</p> <p>(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。</p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|--|--|
| <p>4 .(受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。</p> <p>(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。</p> | <p>4 .(受入証券類の決済、不渡り)</p> <p>(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。</p> <p>(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金にはなりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。</p> <p>(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。</p> |
| <p>5 .(預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。</p> | <p>5 .(預金の払戻し)</p> <p>(1) この預金を払戻すときは、<u>当行</u>所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。</p> <p>(2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ<u>当行</u>所定の手続をしてください。</p> <p>(3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは<u>当行</u>の任意とします。</p> |
| <p>6 .(利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> | <p>6 .(利息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。)1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の第2日曜日の翌営業日に店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。</p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|---|--|
| <p>7 .(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印鑑を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> | <p>7 .(届出事項の変更、通帳の再発行等)</p> <p>(1) 通帳や印鑑を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>(2) この通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> |
| <p>8 .(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> | <p>8 .(成年後見人等の届出)</p> <p>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</p> <p>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出てください。</p> <p>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。</p> <p>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|---|---|
| <p>9 .(印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> | <p>9 .(印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> |
| <p>1 0 .(譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。</p> | <p>1 0 .(譲渡、質入れ等の禁止)</p> <p>(1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p>(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。</p> |

| 改定前 | 改定後 |
|------|---|
| (新設) | <p><u>11.(取引の制限等)</u></p> <p><u>(1) 当行は、職業、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の預金者に関する情報および具体的な取引内容等、当行が指定する情報(以下、総称して「預金者情報等」といいます。)に関して、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。また、預金者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当行に届け出てください。</u></p> <p><u>(2) 預金者から正当な理由なく届出いただくべき事項の届出がない場合、前項の各種確認や資料の求めに対し何ら回答なく指定された提出期限が経過した場合、預金者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合、その他預金者がこの規定に違反しまたは預金者情報等に照らし預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断した場合には、払戻し等のこの規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(3) 第1項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(4) 3年以上利用のない預金口座は、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>(5) 前3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの合理的な説明等にもとづき、取引の一部を制限した事由が解消されたと当行が認める場合、当行は前3項にもとづく取引等の制限を解除します。</u></p> |

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>11.(解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が前条第1項に違反した場合</p> <p>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>(3)この預金が、当社が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4)前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を</p> | <p>12.(解約等)</p> <p>(1)この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。</p> <p>(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合 この預金の預金者が第10条第1項に違反した場合 <u>当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および前条第1項に定める預金者情報等の各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合</u> <u>この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> <u>この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>上記 から までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合</u> <u>前条第2項から第4項までに定める取引等の制限が1年以上に渡って解消されない場合</u></p> <p>(3)この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができます。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。</p> <p>(4)前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を</p> |

| 改定前 | 改定後 |
|--|---|
| <p>求めることがあります。</p> | <p>求めることがあります。</p> |
| <p>12.(通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> | <p><u>13.</u>(通知等)</p> <p>届出のあった氏名、住所にあてて<u>当行</u>が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> |
| <p>13.(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ)と相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> | <p><u>14.</u>(保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) この預金は、<u>当行</u>に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、<u>当行</u>に対する借入金等の債務(元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除く。以下同じ)と相殺することができます。なお、この預金に、預金者の<u>当行</u>に対する債務を担保するため、もしくは第三者の<u>当行</u>に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。</p> <p>(2) 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。</p> <p>相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに<u>当行</u>に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の<u>当行</u>に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p>前号の充当の指定のない場合には、<u>当行</u>の指定する順序方法により充当いたします。</p> <p>第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、<u>当行</u>は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p> |

| 改 定 前 | 改 定 後 |
|--|---|
| <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当社が負担します。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> | <p>(3) 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が<u>当行</u>に到着した日までとして、利率、料率は<u>当行</u>の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、<u>当行</u>が負担します。</p> <p>(4) 相殺する場合の外国為替相場については<u>当行</u>の計算実行時の相場を適用するものとします。</p> <p>(5) 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について<u>当行</u>の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。</p> |
| <p>1 4 .(規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を当社本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p> | <p><u>1 5 .</u>(規定の改定)</p> <p>この規定を改定する場合は、改定内容を<u>当行</u>本支店の窓口での掲示またはホームページへの掲載等にて告知することとし、改定後の規定については、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用するものとします。</p> |

以 上